

日程第 11. 議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足して、今回お配りしている資料と新旧対照表でご説明いたします。今回の主な改正は 2 点でございます。1 点目が新たに創設されました地域限定保育士を資格要件として条例に追加するということと、2 点目が事業所内保育事業における面積基準の改正でございます。

まず資料でご説明いたしますが、まず 1 点目が平成 27 年の通常国会で成立しました国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、資格取得後 3 年間は試験を実施した当該自治体のみで保育士として働くことができ、4 年目以降は全国で働くことができるという地域限定保育士、正式名は国家戦略特別区域限定保育士ですが、その保育士となるための試験制度が新たに創設されたことによる改正です。8 月に全国で行われた試験に加えて、2 回目の試験として行われるものです。この 2 回目の試験を実施するのが沖縄県、神奈川県、大阪府、千葉県で、千葉県は成田市のみということですが、この 4 県において 2 回実施されるものであります。保育士不足解消に向けて、都道府県において保育士試験を年 2 回実施することが目的でありまして、8 月で全国に行われた試験に加え 10 月に行われ、発表が年明けの 1 月に予定されております。その地域限定保育士試験の合格発表前に条例に定める職員の資格要件を改正するための提案でございます。

それから 2 点目は、面積基準についてでございます。事業所内保育所において面積基準については厚生労働省令の基準で乳児室の面積が 1.65 平方メートル以上となっておりますがしかし、沖縄県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では 3.3 平方

メートルとなっていることと、それから隣市町村でも 3.3 平方メートルを基準としていることから、本町においても改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第 23 条第 2 項中「終了した保育士」の次に「（国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 6 項の規定により沖縄県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格し、かつ、同条第 8 項において準用する法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいう。）を含む。以下同じ。）」を加える。第 43 条第 2 項中「1.65 平方メートル」を「3.3 平方メートル」に改めるものでございます。以上が、議案第 69 号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、質問します。まず資格要件、面積要件で、国の基準で法定面積は 1.65 平米で、県の規定が 3.3 平米。新支援法では待機児童を解消するための大きな目的があります。特に南風原においては、皆さんの資料では 130 名ですか、待機児童がいます。面積要件が 3.3 平米よりは 1.65 平米のほうが保育所を整備するのに負担がそれだけ軽く済むわけです。経営者もそれだけの面積だったらやってみようかなというのがたぶん出てくるでしょう。先に言ったように新支援法と同時に南風原町の待機児童解消においては、面積要件を逆に国の基準でやることはできなかったのかと思うのですがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。確かに議員おっしゃいますように、面積要件が 1.65 平方メートルであれば参入と言いますから新たな開設も 3.3 平方よりはやりやすくなる部分はあると思います。今回の改正の部分は、家庭的保育事業のなかの事業所内保育所についてでございます。事業所内保育所事業においては、乳児室又は保育室を設けることを規定しています。国の基準では乳児室の場合は 1.65 平方メートル、保育室の場合は 3.3 平方メートルでございます。しかしながら、当然子どもはそれぞれ違いますので、ほふくを開始するのも個人差がございます。現状においては、1 歳児ではほとんどがすでにほふくをしている、0 歳児においても 1 歳になる前にほふくをしている子が相当数になる部分もでございます。そういったことから、やはり子どもの安全を最優先に考えますと、乳児室にするか保育室にするかではありますが保育室の基準として最初からその広さで設けていただきたい。そういう意味で県の基準も 3.3 平方メートルでございます。ほとんどが 3.3 平方メートルとなっております。確かに都心部、地価がものすごく高い地域においては、やはり施設の確保の面において 1.65 平方メートルのままにしている所もございますが、本町

においては子どもの安全を最優先に考えて今回の改正を提案しているものでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 あなたの説明も理解できます。けれども、南風原町の場合は先に言ったように130名も待機児童がいます。その待機児童を解消するためには、施設が増えなければ駄目でしょう。いかに施設を増やすか。やりやすくするか。それでかなり変わってくるでしょう。そういった面でいったら、やはり幼児の安全面も確かに必要であるが、それと同時に親御さんからすれば保育所に預けたい。そういうことが強いのではないのでしょうか。そういった面からすると、法定面積で認められているのであれば、その面積のほうが待機児童解消にはよりつながると思うが、そういうのはどうでしょうか。あとは委員会でこの条例の改正が審議をされるので、南風原町民にとって何が一番良いのか。母親に対して何が必要なのか。どういった方法をとったほうがいいのか。面積を増やして事業所内保育所が待機児童の解消につながるのか。面積を逆に1.65平方メートルにすれば待機児童解消にはよりつながるのではないかと思いますので委員会で十分審議をしてください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第69号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午前11時59分)

再開 (午後0時59分)

○議長 宮城清政君 再開します。